

弟子屈町立和琴小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月改訂

すべての児童が自分は必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と町及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

1 いじめの防止の基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を常に行う。

いじめは、どの学校にもどの子どもにも起こりうることを前提に、本方針にもとづき、より根本的ないじめの問題克服のための取組を行う。

なお、この基本方針は、いじめ防止対策推進法にもとづくものとし、弟子屈町いじめ防止基本方針を踏まえ、随時見直しを図るものとする。

2 定義と構造

（１）いじめの定義

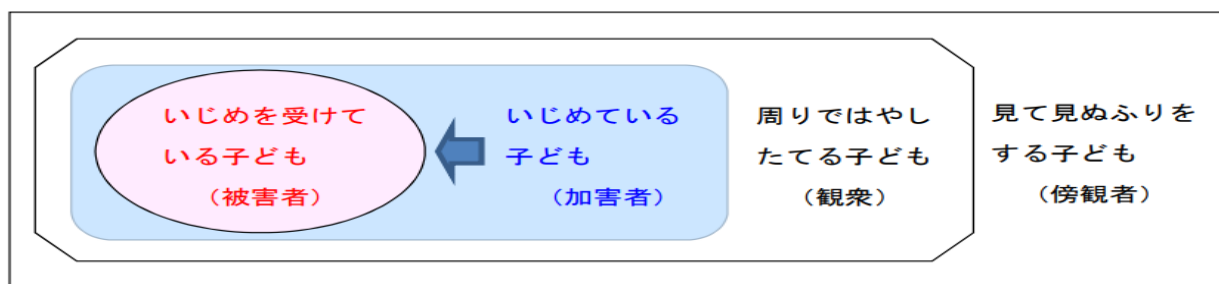
「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（H25.9.28 制定「いじめ防止対策推進法」より）

（２）いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできず、次のような「四層構造」になっていることを念頭にして対応するものとする。

観衆や傍観者の立場にいる子どもは、結果としていじめを助長していることになり、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合もある。

こうした事実を踏まえ、いじめの解決に向けては、傍観者が仲裁者となれるような指導を行うなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるよう努める。



3 学校の基本姿勢

◎人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開

- いじめは決して許されない行為である。
- いじめられている児童に非はない。
- いじめられている児童を絶対を守る。

4 対策の基本

(1) いじめの防止の対策の基本

いじめを生まない土壌を作るため、下記のような継続的な取組を行うことを対策の基本とする。

- ①いじめを許容しない雰囲気形成と「勇気ある仲裁者」が現れる指導の充実。
- ②どの児童も、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等を持ちうる存在であるとの認識による児童一人一人を見つめた適切な理解に基づく温かい指導の充実。
- ③発達支持的な生徒指導の充実。
- ④障害への理解を進めるための指導や、互いの違いを認め合う指導の充実。

(2) いじめの早期発見の対策の基本

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていること、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することを基本とし、下記のように取り組む。

- ①小さなサインを見逃すことがないように、表面の行動に惑わされることがなく、内面の感情に思いをはせ、違和感を見逃さず、適切に対応する努力をする。
- ②登下校時や休み時間、清掃時間などの児童の様子を把握する。
- ③年3回の定期的なアンケート調査や教育相談を実施するとともに、児童に「相談したい」という気持ちを抱かせる信頼関係を日常的に築く努力をする。

(3) いじめ発見後の対策の基本

いじめがあることが確認された場合、次のように組織的な対応を行うことを対策の基本とする。

- ①直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ②いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童に詳細を確認する。
- ③いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する。
- ④家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。

5 対策の具体

(1) 対策のための組織

① 生徒指導対策委員会

〈構成員〉

校長、教頭、指導部長、養護教諭、(必要に応じて) 関係担任

〈活 動〉

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

〈開 催〉

- ・年3回を定例会とし、いじめ事案発生時は随時開催とする。

② いじめ対策委員会

〈構成員〉

校長、教頭、学校運営協議会委員、PTA

〈活 動〉

- ・対策の基本となる事項を踏まえた、指導方針を共通理解する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・アンケート調査、教育相談等の結果を確認する。
- ・いじめ事案に対する対応、重大事故発生時の対処法を確認する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて

の点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

〈開 催〉

・年2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 対策のための教師の関わり、活動、取組の例

① いじめの防止

- ・児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。
- ・児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり。
- ・傍観者とならず、教職員への相談・報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるかかわり。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないようにするための指導の在り方への細心の注意。

② いじめの早期発見

- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持つこと。
- ・いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知すること。
- ・認知漏れを防止するため、認知数0の場合は、学校便りでその事実を公開し、認知漏れがないかを確認すること。
- ・児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つこと。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むこと。
- ・児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることへの理解。

③ いじめ発見後

- ・対策のための組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげること。(学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、あってはならない)
- ・各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておくこと。
- ・事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定すること。

- ・被害児童を徹底して守り通すこと。
- ・加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導すること。
- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むこと。

(3) いじめ解消の考え方

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があることを認識すること。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

i いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

ii 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、学校は、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策の組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

(4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ・重大事案が発生した旨を、弟子屈町教育委員会に速やかに報告する。
- ・弟子屈町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
(北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム、警察、児童相談所、S C、S S W等の専門的知識を有する「いじめ問題対策協議会」の設置)
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) いじめ防止基本方針の公開と学校評価

① いじめ防止基本方針の公開

本方針は、学校 HP にて公開する。

② 学校評価

いじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること

③ 学校評価の結果の公開

学校評価の結果については、学校便り等で公開する。